

委託費執行 概要書

町長	副町長	課長	課長補佐	係長	審査	設計者								
執行年度	令和 07 年度													
工事番号 工事名	令和7年度 道改委託第9号 第07-72-212-J-009号 町道1011・1012号線地形測量概略設計業務 起工 設計書													
工事場所 又は履行場所	東茨城郡 城里町 石塚地内													
施工方法	委託					原契約年月日	年 月 日							
工期又は 履行期間	令和 年 月 日 から 令和 8 年 1 月 9 日 まで													
受注者														
費目	起工	第1回変更			増減(△)		変更請負に付する工事価格 =変更積算工事価格×請負比率 請負比率: $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数第7位切り捨て6位止め) 変更積算工事価格 — 円 請負比率 — 変更工事価格 — 円							
起工額														
請負(委託) に付する額														
工事(業務) 価 格														
測量試験費 又は工事雑費														
消費税相当額														
請負(委託) 決 定 額														
工 事 概 要														
内 容		規格1	数量1	単位1	規格2	数量2	単位2	規格3	数量3	単位3				
測量業務		業務	1	式										
設計業務		業務	1	式										
測量業務														
地形測量 L=0.32km														
設計業務														
概略設計 L=0.32km														
変更理由														

工事数量総括（内訳）表

第 07-72-212-J-009 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金 額	細 別 内 訳
地形測量				式		
			1			
現地測量				式		
			1			
現地測量				式		現地測量(作業計画) 1.000 業務
			1			現地測量 1.000 (km2)式
基準点測量				式		
			1			
基準点測量				式		
			1			
3級基準点測量				式		3級基準点測量 2.000 点
			1			
基準点測量				式		
			1			
4級基準点測量				式		4級基準点測量 7.000 点
			1			
基準点測量				式		
			1			
水準測量				式		
			1			
3級水準測量				式		3級水準測量観測(レベル等による) 0.320 km
			1			
共通				式		
			1			
共通				式		
			1			
打合せ等				式		打合せ 1.000 業務
			1			
直接測量費計				式		
			1			
旅費交通費				式		
			1			
電子成果品作成費				式		
			1			
諸経費				式		
			1			

工事数量総括（内訳）表

第 07-72-212-J-009 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金 額	細 別 内 訳
業務価格計				式		
			1			
道路設計				式		
			1			
道路設計				式		
			1			
道路概略設計				式		道路概略設計(A) 1.000 (km)式
			1			
共通				式		
			1			
共通(設計業務)				式		
			1			
打合せ等				式		打合せ 1.000 業務
			1			
直接原価計				式		
			1			
(うち直接人件費)				式		
			1			
(うち直接経費)				式		
			1			
旅費交通費				式		
			1			
電子成果品作成費				式		
			1			
その他原価				式		
			1			
一般管理費等				式		
			1			
業務価格計				式		
			1			
業務価格合計				式		
			1			
消費税相当額				式		
			1			
業務委託費				式		
			1			

本工事費内訳書

第 07-72-212-J-009 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
地形測量									
現地測量									
現地測量									
現地測量(作業計画)						業務			
					1.000				
現地測量(作業計画) [現地測量] 縮尺(1/500), 地域による変化率(縮尺1/500)(耕地 平地)						業務			
					1.000				
現地踏査(路線) 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12時間 [0.0])						km			
					0.320				
現地測量						(km2) 式			
					1.000				
現地測量 縮尺(1/500), 作業量(0.001 km2), 地域による変化率(縮尺1/500)(耕地 平地)						式			
					1.000				
基準点測量									
基準点測量									
3級基準点測量									
3級基準点測量						点			
					2.000				
3級基準点測量(永久標識設置なし, 伐採なし) 地域による変化率(耕地 平地)						点			
					2.000				
基準点測量									
4級基準点測量									
4級基準点測量						点			
					7.000				

本 工 事 費 内 訳 書

第 07-72-212-J-009 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
4 級基準点測量（永久標識設置なし, 伐採なし） 地域による変化率(耕地 平地)					7.000	点			
基準点測量									
水準測量									
3級水準測量									
3級水準測量観測（レベル等による）					0.320	km			
3 級水準測量観測（レベル等による） 道路上外区分(道路上), 地域による変化率 (道路上)（耕地 平地）					0.320	km			
共通									
共通									
打合せ等									
打合せ					1.000	業務			
打合せ（測量） 中間打合せ回数(1 回)					1.000	業務			
直接測量費計									
旅費交通費									
電子成果品作成費									
諸経費									
業務価格計									

本工事費内訳書

第 07-72-212-J-009 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
道路設計									
道路設計									
道路概略設計									
道路概略設計 (A)					1.000	(km) 式			
道路概略設計 (A) 設計延長(0.32 km), 地形による割増(平地延長), 暫定計画(しない [0%]), 工区ごとに成果品を分割(しない [0%])					1.000	式			
共通									
共通(設計業務)									
打合せ等									
打合せ					1.000	業務			
打合せ (設計) 中間打合せ回数(1 回)					1.000	業務			
直接原価計									
(うち直接人件費)									
(うち直接経費)									
旅費交通費									
電子成果品作成費									
その他原価									
一般管理費等									

本 工 事 費 内 訳 書

第 07-72-212-J-009 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
業務価格計									
業務価格合計									
消費税相当額									
業務委託費									

施 工 単 価 一 覧 表

第 07-72-212-J-009 号

実施 起工 設計書

単価コード	名 称 / 形 状	単 位	単価	摘要
D5500000	道路概略設計 (A) 設計延長 (0.32 km), 地形による割増 (平地 延長), 暫定計画 (しない [0%]), 工区ごとに成果品を分割 (しない [0%])	式		
D7505000	3 級基準点測量 (永久標識設置なし, 伐採なし) 地域による変化率 (耕地 平地)	点		
D7507000	4 級基準点測量 (永久標識設置なし, 伐採なし) 地域による変化率 (耕地 平地)	点		
D7511000	3 級水準測量観測 (レベル等による) 道路上外区分 (道路上), 地域による変化率 (道路上) (耕地 平地)	km		
D7531000	現地測量 縮尺 (1/500), 作業量 (0.001 km ²), 地域による変化率 (縮尺1/500) (耕地 平地)	式		
WS103401	現地踏査 (路線) 地域による変化率 (耕地 平地), 交通量による変化率 (0~1000台未満/12 時間 [0.0])	km		
WS107601	打合せ (測量) 中間打合せ回数 (1 回)	業務		
WS190201	現地測量 (作業計画) [現地測量] 縮尺 (1/500), 地域による変化率 (縮尺1/500) (耕地 平地)	業務		
WS505501	打合せ (設計) 中間打合せ回数 (1 回)	業務		

土木関係設計業務委託 特記仕様書

城里町都市建設課

(適用)

第1条 本特記仕様書は、令和7年度 道改委託第9号 町道1011・1012号線 地形測量概略設計業務に適用する。

2 本特記仕様書は、茨城県設計業務共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）を遵守するものとし、それ以外の事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、町道1011・1012号線における路線の設計であり、経済性、施工性、供用性、景観、環境等について総合的な検討を加え、町道1011・1012号線の道路改良工事に必要な設計を行うものとする。

(業務範囲)

第3条 この契約における業務範囲は、別添図面のとおりとする。なお、履行期間には、日曜日・祝日のほか、期間中の全土曜日も含むものとする

(設計条件)

第4条 設計条件は、次のとおりとする。

- (1) 設計延長 320.0m
- (2) 幅員 4.0～5.0m程度

(履行期間)

第5条 履行期間は、契約日の翌日から令和8年1月9日まで

(業務内容)

第6条 この業務における業務内容は、別紙「委託費内訳表」のとおりとする。

(使用する規程等)

第7条 この業務に使用する規程等は、本特記仕様書のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 本業務の委託契約書
- (2) 共通仕様書
- (3) 茨城県道路計画・設計マニュアル
- (4) 道路構造令の運用と解説

(管理技術者)

第8条 共通仕様書第1106条の3に規定する技術士の部門は建設部門とする。

(照査技術者)

第9条 共通仕様書第1107条を参照するものとする。

(打合せ協議)

第10条 この業務における打合せ協議は、第1回打合せ及び中間打合せ1回、成果品納入時の計3回とし、管理技術者が立ち会うこと。

2 打合せ記録簿は、その都度監督員に提出するものとする。

(現地踏査)

第11条 業務着手にあたり、本業務対象付近の交通量や交通の流れ、地下埋設物、工事帯の確保等の状況を把握するものとする。

2 踏査結果は、写真に整理して提出するものとする。

3 測量を必要とする場合は、監督員と協議するものとする。

(地盤情報システム等の活用)

第12条 受注者は、共通仕様書第1202条の2に基づき、現地踏査に先立ち茨城県地盤情報システム及びその他の文献資料を活用し、踏査区域及びその周辺地盤状況の把握に努めるものとし、この結果に基づき報告書に当該地域の地盤状況に関する所見及び設計に関する留意事項等を記載すること。なお、計画業務において地盤状況の把握が必要ない場合は、この限りでない。

(安全管理)

第13条 受注者は、屋外での作業を行う場合には、監督員と事前に協議のうえ、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

2 屋外での作業中には、作業従事者の安全を確保するため、作業従事者に安全用具（ヘルメット、安全靴等）を携帯または着用させること。

3 現場作業中は、必要に応じ標示板等を設置すること。

(土地への立ち入り等)

第14条 受注者は、業務を実施するため第3者が占有する土地に立ち入る場合、または立木伐採等を行う場合は、共通仕様書第1114条の1に基づき、監督員及び関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督員と協議し、その指示に従うこと。

2 前項における借地料、伐採その他の補償は、あらかじめ発注者が認めたものを除き、受注者が負担するものとする。

(身分証明書の携帯等)

第15条 受注者は、作業の実施にあたり、国、公有または私有の土地に立ち入る場合には、共通仕様書第1116条第4に基づき、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項の身分証明書は発注者が発行する。

(設計計画)

第16条 設計計画は、設計図書に明示される事項及び貸与資料等を把握のうえ、設計条件の整理・検討及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

(成果品の照査)

第17条 本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」(茨城県土木部)に基づき実施するものとする。

(数量の集計)

第18条 数量の算出結果は、所定の数量集計表様式(案)(以下「数量集計表」という。)に基づき取りまとめるものとする。

2 数量集計表は、監督員の指示するファイル形式で作成し提出するものとする。

(参考) 数量集計表様式(案)の入手方法

国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ「各種基準類の情報」よりダウンロード。

(納入する成果品等)

第19条 納入する成果品等は、別紙2(または共通仕様書)のとおりとする。

(電子納品対象業務)

第20条 本業務は、電子納品の対象業務とする。

2 実施内容は以下のとおりとする。

(1) 電子納品(成果品の電子化)

成果品について、電子媒体等で納品する。

3 電子納品の対象とする成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」及び「土木設計業務等の電子納品要領(案)」に基づくこととする。なお、対象に写真帳、CAD図面を含む場合には、それぞれ「デジタル写真管理情報基準(案)」、「CAD製図基準(案)」に基づき作成することとする。

4 電子媒体は、1部(正)を監督員に納品するものとする。ただし、受発注者による協議のうえ、電子化しないこととした成果品の提出については、製本2部、原図1式とする。

5 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。

6 納品物については、公共事業の円滑な執行を目的に、関係者(他の工事業者やコンサルタント等)に貸与することがある。

7 その他、電子納品に関する詳細な取り扱いについては、受発注者による協議のうえ、発注者の指示に従うこと。

(成果品の手直し)

第21条 受注者は、業務完了後に受注者の過失、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、監督員の指示により、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

(業務カルテの登録業務)

第22条 本業務は、業務カルテの登録対象業務であるので、共通仕様書第1110条の3に則り、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録及び業務カルテ受領書の写しの監督員への提出等を行わなければならない。

(リサイクル計画書等の提出)

第23条 受注者は、共通仕様書第1209条の9に基づき、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果として、茨城県建設リサイクルガイドライン（茨城県土木部）に基づき、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書を作成するものとする。

(新技術情報提供システム等の活用)

第24条 受注者は、共通仕様書第1209条の11に基づき、当該設計に関わる新技術・新工法について、国土交通省の「新技術情報提供システム（NETIS）」及び「茨城県版新技術等情報提供データベース（IT‘S）」を検索・参照するなどにより情報収集し、その結果を踏まえ活用の可能性について監督員と協議を行うものとする。

(コスト縮減設計留意書の提出)

第25条 受注者は、共通仕様書第1209条の12に基づき、概略設計または予備設計を行った結果、後段階において一層のコスト縮減の検討余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案等をコスト縮減設計留意書に記載するものとする。

2 前項の提案等は、概略設計または予備設計を実施した受注者が、その設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を引き継ぐためのものであり、本提案等のため新たな検討等の作業を行う必要はない。

3 コスト縮減設計留意書は、別紙の様式（平成19年3月14日付け検査指導課長事務連絡参照）により提出するものとする。

(コスト縮減効果調書の提出)

第26条 受注者は、共通仕様書第1209条の13に基づき、設計業務の実施にあたりコスト縮減に取り組んだ内容及びその効果等をコスト縮減効果調書

に記載するものとする。

- 2 前項の調書は、当該業務の成果の一環として作成するものであり、コスト縮減に関する新たな検討等の作業を行う必要はない。また、請負金額が100万円以下の場合または監督員が特に指示した場合は、前項の調書の作成を要しないものとする。
- 3 コスト縮減効果調書は、別紙に様式（平成19年3月14日付け検査指導課長事務連絡参照）により提出するものとする。

（その他）

第27条 業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

別紙 1

貸与または支給する物品及び資料等

1. 支給物品

品 名	数 量	摘 要

2. 貸与資料

品 名	数 量	摘 要

3. 支給資料

品 名	数 量	摘 要

別紙 2

納入する成果品等

1. 納入する成果品

品 名	数 量	摘 要
設計成果簿	1 部	
電子媒体 (CD-R)	1 部	

2. 提出する記録及び資料

品 名	数 量	摘 要
打合せ記録簿	一式	設計成果簿に綴ること。

測量業務委託 特記仕様書

城里町都市建設課

(適用)

第1条 本特記仕様書は、令和7年度 道改委託第9号 町道1011・1012号線地形測量概略設計業務に適用する。

2 本特記仕様書は、茨城県用地測量等共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)を遵守するものとし、それ以外の事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、町道1011・1012号線 道路改良事業における道路改良の為に必要な土地の取得等に関する資料を作成することを目的とする。

(履行場所)

第3条 履行場所は、城里町石塚地内の別添位置図のとおりとする。

(履行期間)

第4条 履行期間は、本契約に係る契約日の翌日から令和8年1月9日までとする。なお、履行期間には、日曜日・祝日のほか、期間中の全土曜日も含むものとする。

(業務内容)

第5条 この業務における業務内容は、別紙「工事数量総括(内訳)表」のとおりとする。

(使用する規程等)

第6条 この業務に使用する規程等は、本特記仕様書のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 本業務の委託契約書
- (2) 共通仕様書
- (3) 国土交通省公共測量作業規程

(貸与又は支給する物品及び資料等)

第7条 城里町が貸与又は支給する物品及び資料等は、別紙1のとおりとする。

(打合せ協議)

第8条 この業務における打合せ協議は、着手時打合せ1回、成果品納入時の計2回とし、管理技術者が立ち会うこと。

2 打合せは打合せ書にとりまとめ、その都度監督員に提出するものとする。

(安全管理)

第9条 受注者は、現場での作業に際して、業務関係者のみならず、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、車道及び歩道等で作業を行う場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ交通整理員を配置すること。

2 現場作業中の安全を確保するため、作業従事者に安全用具(ヘルメット、安全靴等)を携帯又は着用させること。

3 現場作業中は、必要に応じ表示板等を設置すること。

(身分証明書の携帯等)

第10条 受注者は、作業の実施にあたり、国、県、公有又は私有の土地に立ち入る場合には、共通仕様書第117条第4項に基づき、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項の身分証明書は発注者が発行する。

(立ち入りの同意等)

第11条 受注者は、測量等の着手に先立ち、調査区域の土地等を占有する権利者から、測量等のために当該土地等に立ち入ることについて、あらかじめ同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立ち入りの日時を、同意が得られないものにあつては理由を付して、その旨を速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

(障害物の伐除)

第12条 受注者は、障害物を伐除しなければ測量等が困難と認められるときは、共通仕様書第117条第2項に基づき、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

2 受注者は、前項の監督者の指示により障害物の伐除を行なうときは、あらかじめ所有者の承諾を得て行なわなければならない。

3 受注者は、第1項の監督者の指示により障害物の伐除を行ったときは、監督職員に報告すること。

4 障害物の伐除において生じた損失等は、あらかじめ発注者が認めたものを除き受注者が負担するものとする。

(土地等の一時使用)

第13条 受注者は、作業の実施にあたり、土地若しくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得て行うものとする。

2 前項において生じた損失等は、あらかじめ発注者が認めたものを除き受注者が負担するものとする。

(納入する成果品等)

第14条 納入する成果品等は、別紙2(又は共通仕様書)のとおりとする。

(電子納品対象業務)

第15条 本業務は、電子納品の対象業務とする。

2 実施内容は以下のとおりとする。

(1) 電子納品(成果品の電子化)

成果品について、電子媒体等で納品する。

3 電子納品の対象とする成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」及び「測量成果電子納品要領(案)」に基づくこととする。

なお、対象に写真帳、CAD図面を含む場合には、それぞれ「デジタル写真管理情報基準(案)」、「CAD製図基準(案)」に基づき作成することとする。

4 成果品の提出は、電子媒体CD-R1部、製本2部とする。ただし、受発注者による協議のうえ、電子化しないこととした成果品の提出については、製本3部、原図1式とする。

5 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境整備を行うものとする。

6 納品物については、公共事業の円滑な執行を目的に、関係者(他の工事業者やコンサルタント等)に貸与することがある。

7 その他、電子納品に関する詳細な取り扱いについては、受発注者による協議のうえ、発注者の指示に従うこと。

(成果品等の手直し)

第16条 受注者は、業務完了後に受注者の過失、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、監督員の指示により、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

(業務カルテの登録業務)

第17条 本業務は、業務カルテの登録対象業務であるので、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)への登録及び業務カルテ受領書の写しの監督員への提出等を行わなければならない。

(その他)

第18条 業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

別紙 1

貸与又は支給する物品及び資料等

1 支給物品

品 名	数 量	摘 要

2 貸与資料

	数 量	摘 要

3 支給資料

品 名	数 量	摘 要

別紙 2

納入する成果品等

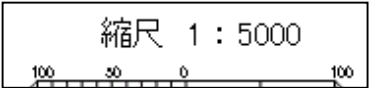
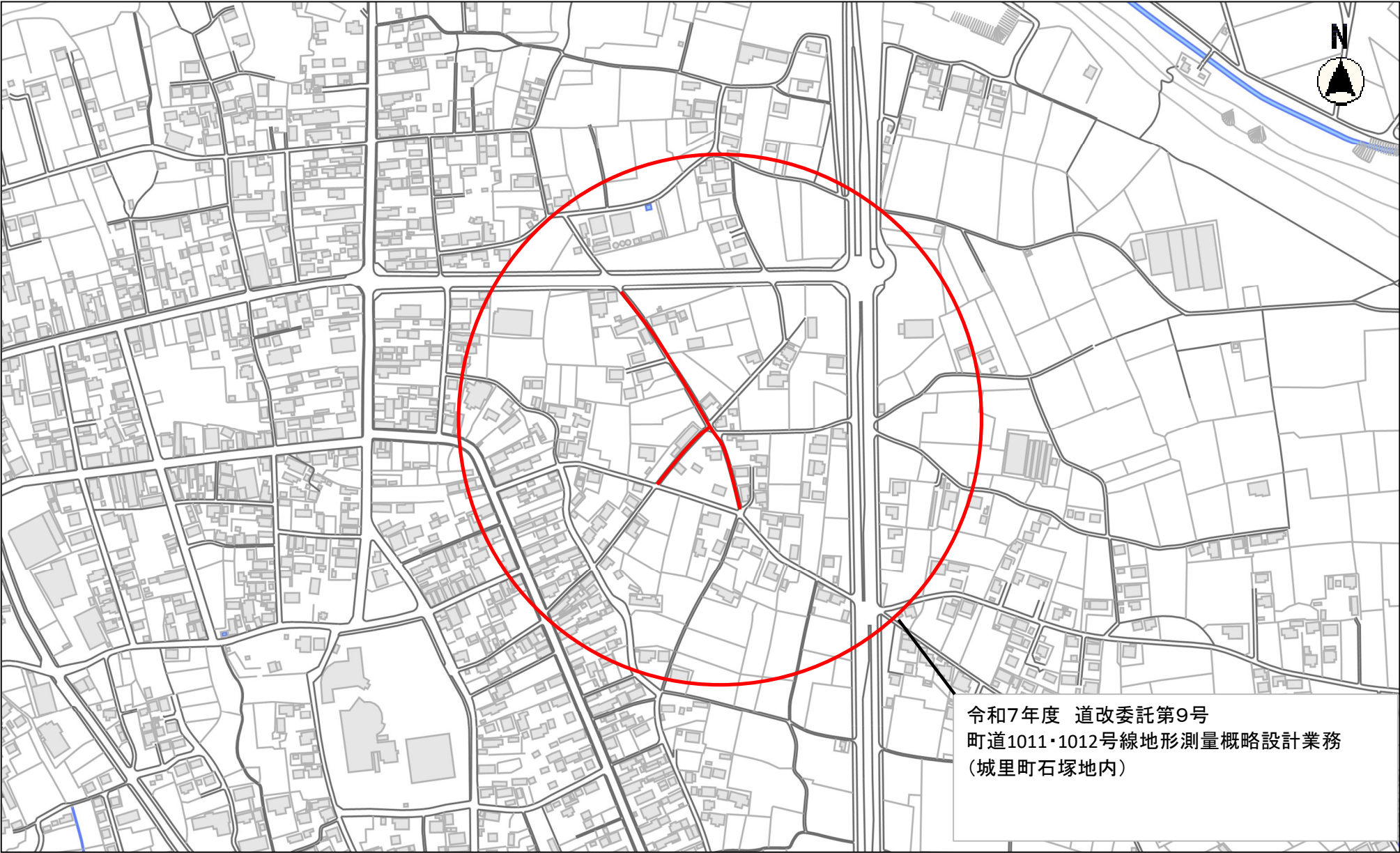
1 納入する成果品

品 名	数 量	摘 要
測量成果簿	2 部	
電子媒体(CD-R)	1 部	

2 提出する記録及び資料

品 名	数 量	摘 要
打合せ記録簿	一式	測量成果簿に綴ること。

平面図



位置図(詳細版)

